

利用上の注意

- 1 統計表の数値は四捨五入の関係で、内訳計と合計が一致しない場合があります。
- 2 単位は100万円を原則としています。
- 3 平成27年表は、前回の平成23年表とは部門の概念・定義が異なる部分もありますので、時系列で単純に比較できない場合があります。
- 4 この報告書における平成23年の数値は、平成27年の分類に組み替えたうえで比較を行っています。
- 5 本書の内容は富山県統計調査課ホームページ「とやま統計ワールド」でもご覧になれます。
<http://www.pref.toyama.jp/sections/1015/index2.html>
- 6 本書についてのお問い合わせは、下記をお願いします。

富山県経営管理部統計調査課経済動態係
〒930-0005 富山県富山市新桜町5-3
第2 富山電気ビルディング5階
TEL 076-444-3191 FAX 076-444-3490

目 次

平成 27 年富山県産業連関表作成基本フレーム	1
-------------------------	---

第 1 章 平成 27 年（2015 年）富山県産業連関表からみた本県の経済構造

1 県経済の規模と構造	4
2 総供給と生産額	6
3 産業別生産額	8
4 生産額の産業別特化係数	10
5 製造業の生産額	12
6 中間投入と粗付加価値	14
7 総需要	16
8 最終需要	18
9 県際間取引	20
10 最終需要による生産誘発	22
11 影響力係数と感応度係数	24
12 公共投資による経済波及効果	26

第 2 章 産業連関表の使い方

1 産業連関表の概要	30
2 産業連関表の各種係数の意味・使い方	32
3 産業連関表による波及効果分析の基本的な考え方	36
4 波及効果分析の一例	38

第 3 章 計数表

1 13 部門表	
(1) 生産者価格評価表	46
(2) 投入係数表	48
(3) 逆行列係数表	50
(4) 最終需要項目別生産誘発額	52
(5) 最終需要項目別生産誘発係数	52
(6) 最終需要項目別生産誘発依存度	52
(7) 最終需要項目別粗付加価値誘発額	53
(8) 最終需要項目別粗付加価値誘発係数	53
(9) 最終需要項目別粗付加価値誘発依存度	53
(10) 最終需要項目別移輸入誘発額	54

(11) 最終需要項目別移輸入誘発係数	54
(12) 最終需要項目別移輸入誘発依存度	54

2 37 部門表

(1) 生産者価格評価表	56
(2) 投入係数表	60
(3) 逆行列係数表	64
(4) 最終需要項目別生産誘発額	66
(5) 最終需要項目別生産誘発係数	67
(6) 最終需要項目別生産誘発依存度	68
(7) 最終需要項目別粗付加価値誘発額	69
(8) 最終需要項目別粗付加価値誘発係数	70
(9) 最終需要項目別粗付加価値誘発依存度	71
(10) 最終需要項目別移輸入誘発額	72
(11) 最終需要項目別移輸入誘発係数	73
(12) 最終需要項目別移輸入誘発依存度	74

3 107 部門表

(1) 生産者価格評価表	76
(2) 投入係数表	86
(3) 逆行列係数表	
$(I - A)^{-1}$ 型 (閉鎖型)	94
$[I - (I - \hat{M}) A]^{-1}$ 型 (開放型)	102
(4) 最終需要項目別生産誘発額	110
(5) 最終需要項目別生産誘発係数	111
(6) 最終需要項目別生産誘発依存度	112
(7) 最終需要項目別粗付加価値誘発額	113
(8) 最終需要項目別粗付加価値誘発係数	114
(9) 最終需要項目別粗付加価値誘発依存度	115
(10) 最終需要項目別移輸入誘発額	116
(11) 最終需要項目別移輸入誘発係数	117
(12) 最終需要項目別移輸入誘発依存度	118

4 平成 27 年富山県産業連関表部門分類表

(平成 27 年富山県産業連関表付帯表) 平成 27 年 (2015 年) 雇用表	129
---	-----

平成 27 年富山県産業連関表作成基本フレーム

1 期間、対象及び記録の時点

平成 27 年 1 年間（暦年）の富山県内で行われる財・サービスの生産活動及び取引を対象とする。

記録の時点は、原則として生産及び取引が実際に発生した時点を記録する「発生主義」による。

2 取引基本表の構造

- (1) 取引活動は価格評価とし、「実際価格による生産者価格評価」による。

実際価格：実際に取引がなされた価格で評価する方法。

生産者価格評価：生産者の出荷価格で評価する方法（流通経費を含まない）。

- (2) 消費税の評価方法は、各取引額に消費税額を含むいわゆる「グロス表示」である。

なお、消費税の納税額は、粗付加価値部門の間接税に含めている。

- (3) 移輸入の取扱いは、「競争移輸入型」とする。

競争移輸入型：同じ種類の商品について、県産品と移輸入品との区別を行わず、一括して扱うもの。

- (4) 次の仮設部門を設定する。

- ① 鉄屑、非鉄金属屑及び古紙
- ② 自家輸送（旅客自動車、貨物自動車）
- ③ 事務用品

- (5) 屑・副産物の取扱いは、マイナスで計上する「マイナス投入方式（ストーン方式）」とする。

3 部門分類

部門分類は、原則としてアクティビティベース（生産活動単位）とする。

統合小分類 187（行）× 187（列）

（富山県統計調査課ホームページ「とやま統計ワールド」に掲載）

統合中分類 107（行）× 107（列）

統合大分類 37（行）× 37（列）

13部門分類 13（行）× 13（列）

4 前回（平成 23 年表）との変更点

全国表に準拠し、部門分類の見直しを行った。主な変更は以下のとおり。

- ①平成 23 年表における「学校給食」部門について、分野が属する 13 部門分類を「製造業」から「サービス」へ、統合小分類を「1119 その他の食料品」から「6311 学校教育」へ移動。
- ②平成 23 年表まで設けていた「調整項」部門について、部門自体は削除し、調整項相当額を各部門の取引額から控除せず、輸出部門に計上。

5 その他

本書に記載していない概念・定義・範囲等、産業連関表作成にあたって必要な事項は、「平成 27 年（2015 年）産業連関表－総合解説編－」（総務省）に準拠する。